

郡山市子ども・子育て会議の公募委員選考基準

第1 趣旨

この基準は、「郡山市附属機関等の委員の公募に関する要領」に定めるもののほか、郡山市子ども・子育て会議の公募委員を選考するために必要な事項を定める。

第2 選考方法

選考は、申し込みの際に提出された小論文及び面接により行う。

第3 選考委員会

- (1) 応募者の中から公募委員を選考するため、「郡山市子ども・子育て会議公募委員選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。なお、委員の職にある者が出席できない時は、こども部長が代理の者を指名する。
 - ア こども部長
 - イ こども部次長兼こども総務企画課長
 - ウ こども部次長兼子育て給付課長（併）学校教育部次長
 - エ 学校教育部次長（併）こども部次長
 - オ こども家庭課長
 - カ 保育課長

第4 選考基準及び評価方法

- (1) 公募委員の選考は、次に掲げる審査項目の審査結果により行う。
 - ① 小論文
 - ア 文章の理論構成が適切であること
 - イ 郡山市こども・若者計画に対する理解度、関心度が高いこと
 - ウ 幅広い視野で郡山市こども・若者計画に係る分野に対して問題意識を持っていること
 - エ 発想力・想像力に富んでいること
 - ② 面接
 - ア 応募の動機に意欲、熱意等が感じられること
 - イ 委員の役割を理解し、目的意識を持っていること
 - ウ 郡山市こども・若者計画に対する理解度、関心度が高いこと
 - エ 建設的な考え方ができること
 - オ 幅広い視野で郡山市こども・若者計画に係る分野に対して問題意識を持っていること
 - カ 公正・公平な考え方ができること
 - キ 他の意見に対する許容性があること

- (2) 評価は、小論文審査については別紙 1、面接審査については別紙 2 により以下の 5 段階で評価するものとする。

評価	優れている	やや 優れている	ふつう	やや劣る	劣る
得点	5	4	3	2	1

- (3) 応募者の評価及び選考は、以下の方法により行う。

ア 選考委員が個別に評点する。

イ 各選考委員の評点を集計し、点数の高い者から順に選考する。

ウ イによる合格者の最低点数で同点の者が複数名存在する場合は、必要に応じ年齢、性別及び地域性等を考慮し、選考できるものとする。

エ 各選考委員の評点の合計点数が概ね 205 点以上（満点 275 点）の場合に選考するものとする。

第5 その他

応募者の中に委員としてふさわしい者がいないときは、他の方法により委員を選任するものとする。

郡山市子ども・子育て会議公募委員 小論文審査表

採点者 _____

	質問・評価事項	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
		採 点	採 点	採 点	採 点	採 点
審 査 項 目	ア 文章の構成	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	イ 郡山市こども・若者計画 に関する理解度・関心度	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	ウ 問題意識	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	エ 発想力・創造力	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	合 計 点 数					

※ 応募者ごとに、4つの項目それぞれについて、該当する数字一つに○を付けてください

郡山市子ども・子育て会議公募委員 面接審査表

採点者 _____

	質問・評価事項	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
		採 点	採 点	採 点	採 点	採 点
審査基準	ア 応募の動機	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	イ 委員の役割を理解し、目的意識を持っていること	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	ウ 郡山市こども・若者計画てに対する理解度・関心度	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	エ 建設的な考え方ができること	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	オ 幅広い視野で郡山市こども・若者計画に係る分野に対し問題意識を持っていること	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	カ 公正・公平な考え方ができること	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	キ 他の意見に対する許容性があること	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	合 計 点 数					